サービス提供時モニタリング加算について

令和３年１２月１5日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

報酬告示と留意事項通知、障害者総合支援法事業所ハンドブック

（２０２１年版）より抜粋

　サービス提供時モニタリング加算　　１００単位／

※継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、障害福祉サービス事業所等を訪問し、サービスの提供状況について詳細に把握した上で、確認結果の記録を作成した場合（利用者１人につき１月に１回を限度、かつ、相談支援専門員1人当たり1月に39人を限度）（報酬告示別表の11→1126頁）

**【報酬告示】　11　サービス提供時モニタリング加算**

　注　指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。

**【留意事項通知】　●サービス提供時モニタリング加算の取扱いについて〔第四の12〕**

（1）趣旨

　　継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は当該障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものである。

　　なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

　　ア　障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況

　　イ　サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況

　　ウ　その他必要な事項

（2）算定に当たっての留意事項

　　1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。

（3）手続

　　（1）における記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.2

　（サービス提供時モニタリング加算①）

問86　「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

（答）

　算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

　（サービス提供時モニタリング加算②）

問87　複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

（答）

　複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、１箇所でも確認していれば算定は可能である。

　（サービス提供時モニタリング加算③）

問88　「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。

（答）

　取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する場合があることに配慮して前６月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前６月平均ではなく当該月の実施件数を３９件までとする。

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.2

　（加算共通②）

問28　記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

（答）

　各加算（体制を評価する者を除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

　これらは、基準省令第３０条第2項に定める記録に必要事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。　ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

　なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことが出来る。

　（記録に記載する事項）

・利用者氏名　・担当相談支援専門員氏名　・訪問した機関名、場所及び対応者氏名

・訪問年月日、開始時刻、終了時刻　・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況

・サービス提供時の利用者の状況　・その他必要な事項

以上